

少人数教育推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 児童生徒一人一人に向き合ったきめ細かで質の高い教育の実現を目指し、山梨県の公立小中学校における更なる少人数教育の推進について検討するため、少人数教育推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 現行の少人数学級編制における成果と課題
- (2) 更なる少人数学級編制の推進方策
- (3) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の年度末までとする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長1名を置く。委員長は、委員の互選により選出する。委員長は、会務を掌握し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局及び庶務)

第7条 委員会の事務局は、山梨県教育庁義務教育課及び総務課に置く。

- 2 委員会の庶務は、山梨県教育庁義務教育課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年7月8日から施行する。